令和8年11月9日

報道関係　各位

牛久市

アンダーパス部における予防的な事前通行規制の規制基準の見直しについて

標記について、本市においては、令和８年８月千葉豪雨等を踏まえ、9月18日に市内2か所のアンダーパス部における予防的事前通行規制を導入したところですが、その後、10月に国土交通省よりアンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドラインが発表され、冠水リスクに応じた通行規制や車両進入防止対策等の基本的な考え方が示されました。

このため、これを受け、市において、路線ごとに規制基準を見直し、11 月9日から適用することといたしましたので、お知らせいたします。

見直しの内容は以下のとおりです。

なお、規制基準については今後も適宜見直しを検討してまいります。

規制区間

牛久市管理道路のアンダーパス前後区間

番　号	路　線　名	地　先　名
①	市道3042号線 （ひたち野大通り）	牛久市ひたち野東1丁目22番地先 牛久市ひたち野西3丁目24番地先
②	市道63号線 （学園西大通り）	牛久市ひたち野東1丁目34番地先 牛久市ひたち野西2丁目31番地先

改正規制基準の運用開始日

令和8年11月9日

規制基準

（現行）

①・②において、次の(1)～(3)のうち、いずれかに該当する場合
（1)レベル4の大雨危険警報が発表された場合
（2)1時間雨量が50mmに到達した場合(予測を含む)
（3)道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

（改正後）

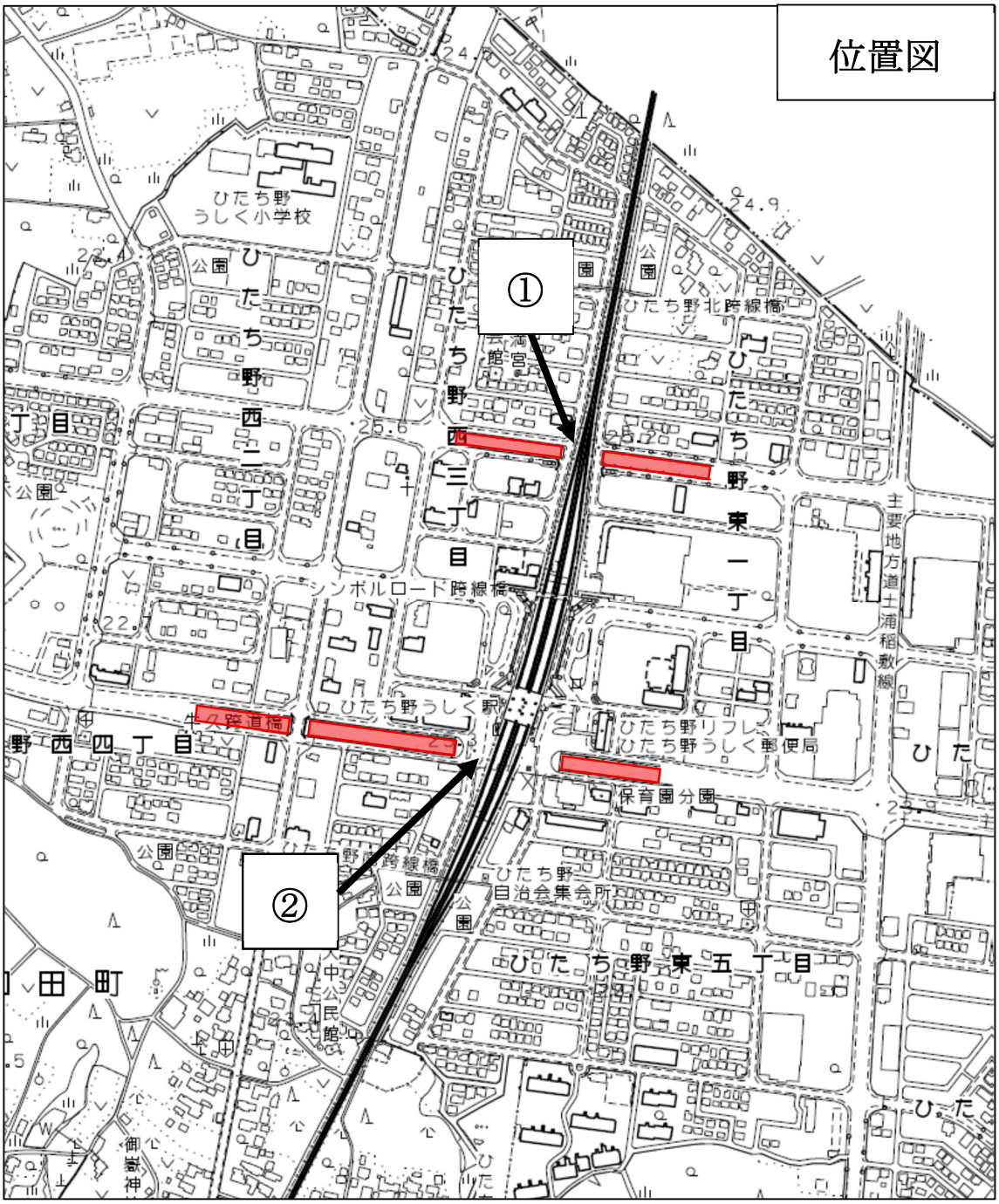
①市道3042号線(ひたち野大通り)
(1)レベル4大雨危険警報が示された場合
(2)1時間雨量が50mmに到達した場合
(3)道路管理者または警察が冠水の可能性があると判断した場合

②市道63号線(学園西大通り)
冠水発生時

見直しの考え方

①市道3042号線(ひたち野大通り)は過去に冠水した履歴があるため、「特に冠水リスクが高い箇所」として、レベル4大雨危険警報及び時間雨量を基本として予防的な事前通行規制を実施。
②市道63号線(学園西大通り)は過去に冠水した履歴はないため、「一定の冠水リスク箇所」として、冠水発生時に通行規制について警告表示し、速やかに通行規制を実施。

規制箇所図



お問い合わせ

本件に関すること
牛久市建設部道路整備課
担当:山﨑・鈴木(内線 2510・2511)

〇発信元
〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111(内線 3221・3222)
Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp